

令和8年度 高島町競争入札参加資格審査申請提出要領

[山形県高島町財政課]

高島町における一般競争入札及び指名競争入札に参加（又は随意契約の相手方になること）を希望する場合は、競争入札参加資格者名簿への登録を受けるため、競争入札参加資格審査申請の手続きが必要となります。登録を希望する場合は、本要領により申請書類を提出してください。

今回は追加登録となり、登録の有効期間は令和8年度の1年間です。

原則として郵送での提出（受付）とさせていただきます。

1 申請書の受付期間・提出方法・提出先・登録有効期間

(1) 受付期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月20日（金）まで
※土日・祝祭日を除く。

(2) 提出方法 郵送（2月20日当日消印有効）
※原則として郵送での提出（受付）とさせていただきます。
やむを得ない事情により持参する場合は、受け取りのみとし、その場での書類審査及び受理票の交付は行いません。
※郵送する封筒には「競争入札参加資格審査申請書在中」と明記してください。
※書類審査終了後、受付番号を記載した受理票を送付しますので、郵送・持参にかかわらず、切手を貼り返信先の住所を記載した返信用封筒を同封してください。（同封されていない場合は受理票の送付は行いません。）
※資料の不備等の連絡は、電話又は電子メールで行いますので、申請書には担当者の電話番号、メールアドレスを必ず記載してください。

(3) 提出先 郵送の場合 〒992-0392
山形県東置賜郡高島町大字高島436番地
高島町役場 財政課
持参の場合 高島町役場（2階）財政課
※持参の場合は受け取りのみとなり、その場での書類審査及び受領書の交付は行いません。
受付時間 午前9時～正午及び午後1時～午後4時

(4) 有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

2 申請様式・提出方法

(1) 申請の様式

申請の様式は、高島町独自様式と指定しているもの以外は、山形県公共工事契約業務連絡協議会又は中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式で作成してください。

※様式の別は提出書類チェックシートで確認ください。

（提出書類チェックシートは高島町ホームページより取得できます。）

(2) 申請書の提出方法

提出書類はフラットファイル等に綴らずに、チェックシートの掲載番号順にクリップ等でまとめて郵送してください。

3 提出する書類（申請書と添付書類）

※提出する際は、「提出書類チェックシート」により必要書類が整備されているか必ず確認したうえで、チェックシートも提出してください。チェックシート下部には申請者の商号又は名称を記載する箇所がありますので記入漏れのないようお願いします。

(1) 建設工事

① 競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

※押印は不要です。

② 総合評定値通知書（写）

※最新かつ有効期限内のもの

③ 工事経歴書

※決算終了後、許可行政庁に提出した工事履歴書の写しでも可

④ 営業所一覧表（営業所を有しない場合を含む。）

※委任先の営業所等の取得免許がわかるようにしてください。

⑤ 技術職員名簿

※経営事項審査の申請時に行政庁に提出した技術職員名簿の写しでも可

⑥ 納税証明書（写）

【町内】法人町民税又は町民税、固定資産税、消費税及び地方消費税

【町外】法人税又は所得税、消費税及び地方消費税

※発行日は申請から遡り3ヶ月以内のもの

※未納の税額がないことの証明でも可

⑦ 社会保険加入を証明できる書類

※総合評定値通知書で社会保険の加入が確認できる場合は不要

⑧ 委任状（原本）

※支店、営業所等が本社から入札等の権限が委任されている場合のみ提出

⑨ 印鑑証明書（原本）

⑩ 使用印鑑届（原本）

※印鑑登録をしている実印以外を契約等に使用する場合のみ提出

⑪ 暴力団排除に関する誓約書

(2) 測量・建設コンサルタント等

① 競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

※押印は不要です。

② 測量・コンサル業者総括表（経営規模等総括表）

③ 営業に関し、法律上必要とする登録証明書（写）

④ 測量等実績調書

⑤ 技術者経歴書

⑥ 営業所一覧表（該当する場合）

⑦ 財務諸表類（個人にあつては確定申告書及び添付決算書の写し）（直近1事業年度分）

⑧ 履歴事項全部証明書（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合）（写）

⑨ 納税証明書（写）

【町内】法人町民税又は町民税、固定資産税、消費税及び地方消費税

【町外】法人税又は所得税、消費税及び地方消費税

※発行日は申請から遡り3ヶ月以内のもの

※未納の税額がないことの証明でも可

⑩ 委任状（原本）

※支店、営業所等が本社から入札等の権限が委任されている場合のみ提出

⑪ 印鑑証明書（原本）

⑫ 使用印鑑届（原本）

※印鑑登録をしている実印以外を契約等に使用する場合のみ提出

⑬ 暴力団排除に関する誓約書

※国土交通省への「建設コンサルタント現況報告書」の写しを添付した場合は、当該報告書に添付されている書類により③～⑧の添付に代えることができます。

※申請書に記載されていない業種（例えば漏水調査等）については、すべて（3）物品その他の区分で申請してください。

（3）物品その他

【注】建設工事、測量・建設コンサルタント等以外の業務は、すべてこの区分となります。
（例：警備コンピュータソフト開発等の役務の提供等）

① 競争入札参加資格審査申請書（物品その他）

※押印は不要です。

② 納入実績表

※当町又は他の官公庁との取引において、1品目又は1契約について100万円以上のもののみ記載すること。

③ 営業に関し、必要とする登録、許可、資格等を証明する書類（写）

※該当する場合のみ提出

④ 営業所一覧表（該当する場合）

⑤ 財務諸表類（個人にあつては確定申告書及び添付決算書の写し）（直近1事業年度分）

⑥ 履歴事項全部証明書（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合）（写）

⑦ 納税証明書（写）

【町内】法人町民税又は町民税、固定資産税、消費税及び地方消費税

【町外】法人税又は所得税、消費税及び地方消費税

※発行日は申請から遡り3ヶ月以内のもの

※未納の税額がないことの証明でも可

⑧ 委任状（原本）

※支店、営業所等が本社から入札等の権限が委任されている場合のみ提出

⑨ 印鑑証明書（原本）

⑩ 使用印鑑届（原本）

※印鑑登録をしている実印以外を契約等に使用する場合のみ提出

⑪ 暴力団排除に関する誓約書

（4）その他

① 提出書類チェックシート兼受理票

※申請書を提出する前に用意した書類を自己チェックし、チェックシートに記入した

ものを申請書類と共に提出してください。

※様式下部に申請者の商号又は名称を記載してください。

※チェックシートは、書類審査終了後に受理票として受付番号を記入し返送します。

ただし、返信用封筒が同封されていない場合は受理票の送付は行いません。

4 共同企業体の申請

共同企業体については、継続的な協業関係にある経常建設共同企業体及び工事ごとに結成される特定建設工事共同企業となります。

共同企業体の構成員が、個別に資格審査申請を行っている場合の提出書類は、次のとおりとなります。

① 競争入札参加資格審査申請書（共同企業体）

※押印は不要です。

② 申請に係る誓約書

③ 共同企業体協定書

④ 使用印鑑届（共同企業体）

構成員が個別に資格審査申請を行っていない場合にあつては、前記①から④までの書類の他、個別に資格審査申請していない構成員の審査書類（前記3の提出書類に記載された提出書類のうち申請書及び該当しない書類を除く全ての書類）を提出してください。

5 協同組合等の申請

協同組合、協業組合及び事業組合の提出書類は、申請を希望する区分の書類に次の書類を添付して提出してください。

① 協同組合、事業組合等の定款等の写し

組合等の構成により提出書類が異なりますので、事前にご相談ください。

6 変更届

書類提出後において、申請事項等に変更があったときは、その旨を記載した変更届（様式は任意、押印不要）に当該事由を証明する書類を添付し、速やかに届け出てください。

なお、変更届を提出する際は、変更届に受理票に記載してある受付番号を必ず付記してください。

7 その他の留意事項

- (1) 本申請を提出することにより、競争入札の参加資格の審査を行い、当町の定める資格を有する者は、令和8年度競争入札参加資格者名簿（一般競争入札と指名競争入札の両方）に登録されます。
- (2) 本町が定める入札参加資格は、次のとおりです。
- ① 建設工事
建設業法第3条第1項の規定による許可を受けたものであること。ただし、工事内容等で入札ごとに別途資格を定めることがあります。
 - ② 上記以外
1年以上申請する事業を営んでいること。又は従業員あるいは専従者が2人以上であること。ただし、契約内容に応じて入札ごとに別途資格を定めることがあります。
- (3) 提出書類について虚偽の記載をした、又は重要な事実について記載しなかったときは、競争入札参加資格を取り消すことがありますので、注意してください。
- (4) 提出書類は、原則としてA4判とします。証明書等でA4判でないものは、台紙に貼り付ける等A4判となるようにしてください。
- (5) 申請書類に不備等がある場合は、受付保留となりますので受理票の送付はできません。
- (6) 建設工事への登録において、総合評定値通知書の有効期間が登録期間の途中で失効した場合は、登録期間を満たす有効期間の総合評定値通知書の写しを随時提出（郵送可）してください。その際、必ず受付番号を付記してください。
なお、総合評定値通知書の有効期間が失効した場合は、失効以後は工事の種類によっては入札に参加できない場合もあります。
- (7) 納税証明書を取得する際は、オンライン請求すると便利です。請求方法の詳細についてはインターネットで「国税・電子申告・納税 e-Tax」ホームページをご覧ください。
- (8) 提出書類及び記載事項等について不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

【問合せ先】

〒992-0392

山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436 番地

高畠町財政課 担当：今野・斎藤

TEL 0238-52-1740 FAX 0238-52-1543

E-mail zaisei-ka@town.takahata.yamagata.jp

※ E-mail での問い合わせの場合は、標題に【競争入札参加】と記載してください。